

「市場監督管理総局による知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為の禁止に関する規定（意見募集稿）」意見募集表

会社名：日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第三条</p>	<p>修正提案はなし。</p> <p>本規定にいう知的財産権の濫用によって競争を排除・制限する行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を締結し、支配的市場地位を濫用し、競争を排除・制限する効果がある、または、排除・制限する可能性のある事業者の集中などの独占行為を指す。</p>	<p>コメント：</p> <p>「事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、排除・制限する可能性のある事業者の集中の独占行為」とは、具体的にどのような行為を指すのか理解できない。従って、この部分の追記の適否は判断しかねるが、少なくとも改訂趣旨の解説をどこかに記載していただきたい。</p>
<p>第四条</p>	<p>修正提案はなし。</p> <p>本規定にいう関連市場は、関連商品市場と関連地域市場を含み、『独占禁止法』と『国務院独占禁止委員会による関連市場の定義に関するガイドライン』に基づいて定義される。</p> <p>知的財産権許諾などに係る独占禁止法執行業務において、関連商品市場は技術市場であってもよく、特定の知的財産権を含む製品市場であってもよく、さらに革新(研究開発)市場に係る可能性もある。</p> <p>関連技術市場とは、比較的緊密な代替関係を持つ1組または1種類の技術から構成される市場を指す。関連革新(研究開発)市場とは、事業者の間で将来の新技术や新製品の研究と開発について競争して形成された市場を指す。</p>	<p>コメント：</p> <p>革新(研究開発)市場における知財権濫用による競争排除行為とは、具体的にどのような行為を指すのかが理解できない。従って、この部分の追記の適否は判断しかねるが、少なくとも改訂趣旨の解説をどこかに記載していただきたい。</p>

<p>旧五条</p>	<p>旧五条 事業者による知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、 「独占禁止法」第十三条第一項第六号及び第十四条第三号で禁止される独占的協定とは認定しないことができる。ただし、当該協定に競争排除・制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。</p> <p>(一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が4つ以上あること</p> <p>(二) 関連市場における事業者と取引の相手方の市場シェアがいずれも30%以下であること又は関連市場に適正なコストで取得できる他の独立してコントロールされる代替技術が2つ以上あること</p>	<p>いわゆるセーフハーバー条項は存続させるべきなので、旧五条を復活して頂きたい。</p>
<p>第十二条</p>	<p>修正提案はなし。</p> <p>事業者は、知的財産権に係る取引を通じて他の事業者に対する支配権を取得するか、または他の事業者に決定的な影響を与えることができ、事業者集中を構成した場合、『独占禁止法』と『事業者集中申告基準に関する国務院の規定』に従って申告しなければならない。未申告のものは集中を実施してはならない。</p>	<p>コメント： 「知的財産権に係る取引を通じて…事業者集中」というのは、どのような場合を指すのが理解できない。従って、当該追加の適否を判断しかねるが、少なくとも解説をどこかに記載して頂きたい。</p>
<p>第十三条</p>	<p>修正提案はなし。</p> <p>知的財産権に係る事業者の手配が、集中取引の実質的な構成部分であるか、または取引目的の実現に重要な意義をもつ場合、国家市場監督管理総局は審査過程において、『独占禁止法』第三十三条に規定する要素を考慮すると同時に、知的財産権の譲渡、許</p>	<p>コメント： 十二条同様によく理解できないので、知的財産権に係る事業者集中を具体的に説明して頂きたい。</p>

	<p>諾の状況と特徴を考慮しなければならない。</p> <p>知的財産権に係る事業者集中の制限的な条件には、次のようなものが含まれる。</p> <p>(一) 知的財産権または知的財産権に係る業務の剥離</p> <p>(二) 知的財産権に係る業務の独立運営の維持</p> <p>(三) 合理的な条件での知的財産権の許諾</p> <p>(四) その他の制限的な条件</p>	
<p>第十六条</p>	<p>修正提案について、コメントをご覧ください。</p> <p>支配的市場地位を有する事業者は、標準の制定と実施の過程において、次のような行為を行って、競争を排除・制限してはならない。</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) その専利が標準必須専利となった後、公平、合理および無差別許諾の承諾に背き、不公平な高い金額で許諾するか、正当な理由なく許諾を拒否し、商品を抱き合わせ販売し、差別的な扱いをし、または他の不合理な制限条件を付加すること</p> <p>(三) 標準必須専利の許諾過程で、被許諾者に不公平な高い金額、またはその他の不合理な制限条件の受け入れを強要するために、公平、合理、無差別許諾の承諾に背き、善意の交渉手続きを経ずに、不当に裁判所または関連部門に関連知的財産権の使用を禁止する判決、裁定または決定を下すよう請求すること</p> <p>(四) 略</p>	<p>コメント：</p> <p>(二)に『その専利が標準必須専利となった後』との記載があるが、『標準必須専利となった』とは、いつ誰がどのように判断したものを指すのかが不明である。『標準必須専利となった』の意味を解説しつつ、『標準必須専利となった』を明確化する表現に修正すべきである。『その専利が標準必須専利となった』とは、例えば、①出願人自らがその専利を標準必須専利であると宣言した場合、②裁判所が標準必須専利であると判断した場合、③当事者間交渉で当事者の間で標準必須専利であると認識した場合、④パテントプールが標準必須専利であると認定した場合、などが考えられる。これを明確化すべき。</p> <p>(二) および (三) につき、定性的な表現が多く、それらの基準がわからないため、「不公平な高い金額」の“不公平な”について、「その他の不合理な制限条件」の“不合理な”について、「善意の交渉手続き」の“善意”について、及び「不当に裁判所または関連部門」の“不当に”について、それぞれ要件を明確化すべき。</p>
<p>第二十一条から第二十三条</p>	<p>修正提案についてコメントをご覧ください。</p>	<p>コメント：</p> <p>前年度売上高 10%以下に相当する罰金を科す、とされている点について、これは対象企</p>

		業の売上げ全体を母数とするのではなく、知的財産権の濫用があった行為によってなされた商品やサービス等の売上げを母数とすることを明確化すべき。
--	--	---

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)